平成２７年（フ）第４９２号
熊本市西区二本木５丁目２番12号
債務者　田尻惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０３号
熊本市東区新南部３丁目７番45号　ジュピターホーク508、前住所熊本県天草郡苓北町坂瀬川355番地１
債務者　野崎　理那
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１０号
熊本市東区江津２丁目12番４―21号
債務者　田上　雅友
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
茨城県取手市双葉２丁目９番９号
債務者　長永　勝利
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
富山市清水元町１番３―206号　キャロットハウス
債務者　長谷川清人
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２３号
富山市呉羽町6444番地８、前住所富山市呉羽町5795番地34
債務者　吉田　彩子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
富山市新庄町274番地５、前住所富山市五福595番地　オレンジハウスしいやま102号
債務者　道林　久夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６５号
神戸市北区緑町４丁目８番34―41号
債務者　佐々木瑞樹
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目11番11号
債務者　長田　玲子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１２号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目12番４号
債務者　木村　祐輔
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０８号
大分市畑中７―１―２永富荘３号室、住民票上の住所大分市大字畑中847番地の１（永富荘３）
債務者　棟田　　智
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２６号
大分市大字田尻664番地の４（シティハイツ上田尻102）
債務者　山末奈緒美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市奥畑１丁目144番地　レオパレス奥畑201号
債務者　桂　　陵
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目６番20―302号
債務者　木谷　典子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６９号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山３番地の40県営住宅01棟006号
債務者　柳沼　健一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８３２号
兵庫県三田市西山１丁目10番２―509号
債務者　パス　ソルダン押軽こと　ＰＡＺ　ＳＯＬＤＡＮ　ＰＩＮＴＯ　ＯＳＣＡＲ　ＳＥＢＡＳＴＩＡＮ
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１０号
神戸市須磨区鷹取町３丁目１番35―204号
債務者　山田　和美（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部